

平成19年2月16日

関係各位

経済産業省貿易経済協力局
貿易管理課

先般、国連安保理決議第1737号が採択されたことに伴い、本日(16日)の閣議において、イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関連する資金の移転の防止及び貨物の輸入を禁止する等の措置を実施することが了解されましたので、下記のとおり、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)に基づく経済産業省告示を改正し、翌17日に施行します。

つきましては、貴団体におかれましては、今般の措置の趣旨を十分御理解いただき、傘下の事業者に御周知いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、当省ホームページのサイトに掲載予定ですのでそちらをご参照ください。

URL : <http://www.meti.go.jp/policy/boekikanri/index.html>

記

1. 外為法に基づく措置について

経済産業省としては、外為法に基づき、以下の措置を講ずることとします。

イランを原産地又は船積地域とする、イランの核活動等に関連するものとして同決議において指定された品目(核・ミサイル関連品目(詳細はHP参照))について、経済産業大臣の輸入承認義務を課し、当該承認を行わないことにより、輸入を禁止する措置を講ずる。(ただし、平成19年2月16日以前に船積みされた場合を除く。)

イランの核活動等に関与する者(10団体及び12個人(詳細はHP参照))に対する資産凍結等の措置を講ずる。

その他、外為法に基づき「核活動等に寄与し得る物資及び技術の供給等に関連する資金移転の防止」措置が別途、財務省により講じられています。

2. 施行日以前に交付された輸入承認証の取扱いについて

輸入禁止措置の実施日(平成19年2月17日)以前に輸入貿易管理令(以下「輸入令」という。)の規定に基づき承認を受けた輸入承認証(今回規制対象とする核・ミサイル関連品目に限る。)については、対イラン経済制裁とは別の観点から与えられたものであるため、改めて輸入令第4条第1項第2号の輸入の承認を受けていただく必要があります。

以上